

# 大阪における観光案内人の出現（下）

小田 忠

## 序

「大阪における観光案内人の出現」（上）で観光案内人の出自を各地の修験者と旦那との関係を見てきた。各地の修験者は旦那を持ち、他地域の修験者と競争をし、勝ち抜き旦那（霞とも言われる）の範囲を拡大していく。寺社参詣に赴く人々は、近隣の観光地へ足を運び、できるだけ多くの名所・旧跡を観る。名産品を土産に買い、名物を味わう事を決めて故郷を出ていく。中世から近世初期の旅は宿・食事・道中の安全、どれをとっても不備で安心できない状態だった。

元和年間に宿駅が整備され、街道沿いもその対象になった。

五街道をはじめとして脇往還などの道路の整備に伴う並木の植栽、一里塚の設置、橋の建設、隧道の開鑿、旅人が安心して旅行できる道中奉行も設置された。参勤交代は寛永十二（一六三五）年に義務付け

した。<sup>[1]</sup> 参勤交代の実施後、街道の往還が激しく、交通量も多く、宿場は繁栄していく。

宿泊場所の整備に伴い木賃宿・旅籠屋が増加していく。風雨から身を守るための宿、簡単な食事しか得られなかった時代と違い温かい汁物、土地の名物が出され、酒・味噌・醤油・酢なども宿で販売して宿泊者は購入した。（初期の旅籠屋、木賃宿から徐々に諸サービスを増加していく過程）嗜好品の酒・煙草の種類を増やし旅行者の希望を満たした。その後、宿泊者達を満足させるための温泉の確保、名所・旧跡の紹介、土産物や名物を作り宣伝した効果は、旅へ駆り立てる動機として十分であった。このような背景に宿として旅人へのサービスの意味合いもあつて名所旧跡の案内は自然に成立した。当初は宿の主人や手代、奥様や子供達もその任に当たった。しかし、需要に応じてア

ルバイトで案内をする者、旅人に声をかけて案内をする者、宿からの斡旋で案内をする者が考えられるが史料に記載がない。紀行文や道中日記には、案内の任にあたった身分が記述されているぐらいで詳しく記載されていない。しかし、道中記などを見ると、宿が紹介している記事が随分見受けられる。

当初は組織された案内人の所在を念頭においたが、史料を見ていくうちに、案内人が組織化された事実を発見するに至らなかった。

『寒河江市史編纂叢書』第23集に収められている「東岡仙参宮日記」<sup>(3)</sup>「今井幸七参宮日記」<sup>(4)</sup>には、江戸・大阪・京をはじめ各地に驚くほどの案内者が銭を取って近在を案内している。それほど名所旧跡が存在したのである。

天保六年発行の柳多留に次の川柳がある。

案内が江戸を広げる廻り道 一六三<sup>(5)</sup>

(江戸の至る所を案内するので遠回り帰ってくる)

まさに活況を呈している。

「東岡仙参宮日記」は、明和八年の道中日記だが 三月十九日に十文で日光を案内、三月二十九日に十文で子供に案内させている。四月三日は百十文を渡して一日案内してもらっている。四月七日には鎌倉を三十二文で案内、同日二十文で江ノ島を案内、四月二十七日は京都を十五文、六月三日は十九文で大阪を案内、六月二十日に二十五文で奈良の法華寺・西大寺・唐招提寺等を案内している。六月二十四日は二十四文で山案内として外宮・内宮を案内している。同行者が三名で

八か所の案内記事がある。九十五日の期間に方々を見聞し、特に興味のある地域では案内者を雇って念入りに見学をしている。

西国への旅が多い東北地域で、文政十年「参宮道中記」<sup>(6)</sup>がまとめられている。吉田弥五兵衛は一人で羽州最上畑谷村を正月十七日に出立、郡山で米沢から来た五人と連れになっている。

(日光) 正月二十四日

本御門へ八不入右方へ登り案内人役寺二願国郡正<sup>(生)</sup>こくをたずねられ参詣申請

御門ノ上弘法大師之御筆也 案内銭百文山役銭八四十八文上下代

五十文

(江戸) 正月二十九日

江戸本元寺<sup>(本願寺)</sup>夫々上杉桜田御屋敷御籠、丑松与申男ノ案内二而江戸見物仕候

(江ノ島) 二月二日

案内取銭六人二而五十文出し参詣仕

(久能山) 二月五日

此所に東所権見様御本宮有、下町二而案内を願二百文差出し役番

(高野山) 二月二十四日

案内人出で大<sup>(伽藍)</sup>からん見物此所三つの松有高野大明神御立有

(笠) 二月二十六日

此所に津嶋阿弥陀如来様参詣、夫々清盛ノ塚有是八十三重の石塚なり、夫々案内取四十文出し子供願申候

『国史大辞典』の案内記<sup>7)</sup>の説明は左記のとおりである。

多くは携帯に便利なように掌中版の小形本が葉形式で、著者名を欠くものもある。江戸時代初期には農商業の発達、中下層農・町人の経済的基礎の向上、加えて交通機関の整備発達、貨幣経済の一般化、さらに伊勢講の普及などにより、庶民の旅行が急激に増加した。各地の寺社では参詣人のために縁起や一枚摺の絵図を刊行し、三都・奈良・伊勢や高野山そのほか門前町で案内記が出版され、旅行者の求めに応じた。旅行者の手引きとなる地誌や縁起・紀行・旅日記はそれ以前にもあるが案内記としての目的をもつ地誌の出現は十七世紀中ごろと考えられる。

要点は、次の三点に絞られる。

第一に観光の萌芽は寺社参詣に求められる。富士山・立山・熊野・伊勢など、寺社の活動を見た。修験者は旦那を御山に呼び宿坊に止宿させる。山内や町を案内して饗応を欠くことはない。

第二に旅人達を宿泊させた宿、即ち、坊舎から木賃宿、旅籠への発展過程。街道を往来する旅人の宿泊場所の木賃宿は原初的な姿として登場する。次第に各種のサービスを獲得して旅籠へと変貌していく。

最終的には宿を起点として案内人の活動が拡散していく。

第三に職業としての観光案内人は、中世では見あたらず、近世にならなければ登場しない。

この点は、独自に旅人を捕まえることが困難な事。旅行者にとって各地に案内人が出現するに至り、よりよい案内人を情報として確認し

ていく。このことは自然な成り行きとして宿泊場所に観光案内人の情報を求めるのが旅行者の利害、宿の立場であれば安心を強調できる。旅行者にとっても宿にとっても都合が良い筈である。

## 宿

初期の木賃宿は、一様に旅籠へと移行していった訳ではない。ある地域は木賃宿のまま明治期を迎えた宿もあり、客の要望に答えて、醤油・塩・酢・酒などを用意し、サービスを向上させた宿もある。

木賃宿は木代つまり燃料代として薪、自炊が原則である。旅人は持参した焼米・干し飯を、様々な作り方、味付けをして食べた。湯を沸かし持参した干し飯を湯につけ、塩を一つまみ入れて食す。また粥を作る場合もある。その湯の代価を支払うのが木賃宿である。その後は自ら食料を携帯せず、旅舎が持っている米を買って炊飯し、その米価と薪柴の代価を支払うのを木銭米代と称した。木賃宿では、大勢が休息したり眠るため、足を伸ばすこともできず、壁に背中をつけ、胡坐を組んで眠る。少しスペースがあれば背中や足を曲げて寝る。

木曾街道六十九次にある宿（御嶽<sup>8)</sup>、東海道五十三次の（水口<sup>9)</sup>）は木賃宿を表から眺めた画である。

「御嶽」の画は戸を開けると座敷があり、畳なのか藁座なのか判然としない。床に腰をおろし、草鞋を脱いでいる。部屋中央には囲炉裏があり、自在鉤にかかった鍋を囲む、壁はひび割れ、粗末な室内に男

性四人と女性一人がいる。老人と女性が話している。木賃宿の前に小川が流れていて、老婆が米を研いでいるのか。

「水口」行書東海道の木賃宿は、笈があるから六十六部の先客がいて、木賃宿の前に四人の巡礼が通りがかかっている。宿の主人だろうが藁打ちをしている。普通は屋内でやる作業だが空き部屋がないのかも知れない。

「藤川」人物東海道の木賃宿の画があり、表には巡礼の親子が通る。莫座が敷かれた部屋に腰かけ老婆と話す。その奥に六十六部の笈が置かれ、手前で煙管で一服している姿がある。壁は落ち、囲炉裏には、やはり自在鉤に鍋がかかっている。

一方旅籠屋の様子は『木曾街道』に描かれた中にある。

「下諏訪」の一枚の画は、旅籠の様子がわかる。丸い風呂桶に入り、手拭いで顔を拭いている。衣服は板間に脱ぎ棄てられ、手拭いが掛けられた竿から、入浴が終わり一番楽しい時間が待っている。座敷には男性六人が食事を取り女中が飯を椀に入れ、猫足膳を前に一汁三菜を美味そうに食べている。

『広重 東海道五十三次』の画では、

「御油」の旅人留女は有名である。宿泊を決めた客が草鞋やら脚絆を脱ぎ、老婆とおぼしき手には、盥にすぎ水を入れて旅人の足元に置くつもりである。

「赤坂」の旅舎招婦ノ図には、右側の飯盛り女が化粧に余念がない。廊下に立つ男は湯上りなのか肩に手拭いをかけ、部屋に入ろうとして

いる。女中は、猫足膳を両手に持ち運ぶ、その左には按摩がいる。

「庄野」の人物東海道、ここでも女性が宿泊し、按摩から肩を揉んでもらっている。

「石部」の堅絵東海道、(旅舎泊客)一階では、按摩に肩を揉んでもらい、別な部屋では徳利らしきものがある。二階には夫婦連れらしきものと、男性二人が話している

「石部」の隷書東海道、御膳を運ぶ女性。入浴している人、夫婦連れの姿が見える。

「石部」の狂歌入東海道、入浴中の人、入浴を終え着物を手に持ち、着ようとしている。別の部屋では、按摩を受けている男性。浮世絵から木賃宿と旅籠の部屋の内外の様子を紹介したが読者は違いを認識できたでしょうか。

浮世絵ではわからないが往時の宿が不衛生だと思っ記述が見受けられる。

『江戸の旅を読む』にも同様の指摘がある。

此夜三更の頃にやありなん、目覚れば雨はしんと降りて、いと物淋しく、旅馴ぬ身は寝もやらで、明日の道は兎やあらん斯やあらんと越方の事など思ひつづけし折から、背中あたりむづむづと痒を生じ探り見れば向やらん指頭にさわる物あり。摘み出して是を見れば一疋の大風なり。親指の刑に行はんとせしが、つくづく考るに、「神詣する身にて、もの命を断つ事、神へのおそれ。且は人も虱も裸虫の一種にして四海の内皆兄弟也。

また、イザベラ・バードが日本に滞在した明治十一年頃でも左記のような状態だった。

第十五信、日光を発つ、「とくに子供の体は害虫がたかつており、皮膚病の原因のひとつがこの害虫による炎症です。」

第二十五信、神宮寺にて、横手は人口二万人で、木綿の大きな交易場ですが、最上級の宿屋はどこもひどいものです。醜くて臭く、わびしくて、汚くて、じめじめしていて、みじめたらしい町です。（中略）わたしの部屋は暗くて汚く、竹製のはしごを上がって行きます。そして癩に障るほど蚤と蚊がいるのです。<sup>(18)</sup>

外国においても似たような状況で『スペイン巡礼史』も記載している。

宿屋の寝具類は必ずしも清潔なものではなかった。<sup>(19)</sup>

ロンドンの宿屋に泊ったウッドフォード師の日記は、次のとおりである。

一七八六年六月二十五日、また「ベルメサヴェッジ」にて朝食、夕食、宿泊。夜間南京虫に大いに悩まされる。六月二十六日、今夜もまた南京虫にひどく刺されたので、朝四時起床、長い散歩をした。六月二十七日、昨夜は服を脱がず、一晚中肘かけ椅子に坐り、足をベッドに乗せて、まあまあ眠れた。南京虫にも悩まされなかった。<sup>(20)</sup>

日本でいえば天明六年で、この時代の宿が不衛生であったのは西洋でも日本でも同じだと考えてよい。明治十一年に來日したイザベラ・

バードの日記にも南京虫や虱に悩まされた記述が頻出する。彼女が宿泊した多くの宿での共通する出来事だった。これも旅館の内情がわかる小説で井伏は説得力ある筆致で描いている。昭和三十三年に出版された『駅前旅館<sup>(21)</sup>』は戦前の情景を材料にしている。

宿の番頭のしぐさや接客態度、旅館の内情を面白く書いているが、嘘だと思えないし、このようなことは考えられる。

以前には、お客さんによると番頭を呼んで、「どこかへ案内してくれ」と言うのがいたものでした。つまり面白いところへ、つまり吉原あたりへ連れて行ってくれということなので、「では、お供いたしましょう」と吉原へ案内して行きますが、（中略）自分も女と遊んだふりをして、お客の払ってくれた遊びの金を、こっそりその女郎屋の帳場から貰って来るといったわけなんです。

刺身の料理など、一ときれ減ったくらいではお客には分らんし、酔いがまわれれば特急酒が一級酒になっても分らない。

江戸時代から続く江ノ島の岩本楼の主人は、江の島は番頭にとってはお金になるところでした。呼び込みは歩合を貰います。当時、稼ぎの多いやつは給料の八倍ぐらい稼ぐんだから堪えられない。御油の留女が強引なのは歩合が出ていたかも知れない。

「江ノ島」この宿場の留女が、御油の留女と比較して勝るとも劣らない強引さなのだ。江ノ島岩本楼の岩本二郎氏<sup>(22)</sup>によると「グループの中で一番弱々しい一人を捕えて二人が両側から手を引き、一人が腰にタックルして店の内へ押し込む」と同時に荷物を取り込んでしまう。

グループの一人が捕まれば仕方なく全員が上がるという、極めて強引な客引きをやった」。

宿屋のサービスは、食事の改革、温泉の確保、土産物の開発、手形の発行、金銀貨と銭の両替、飛脚の仕事（荷物・土産物・手紙の發送）地域案内（神社仏閣名所旧跡）。宿が〈なんでも屋〉にならなければ旅人達のニーズに答えられない。サービスの一環として〈なんでも屋〉に変貌していく。虱が湧いて旅人が不快に思っている状況を変えようとして衛生面に気を使い始めた宿、あるいは誠実な宿は、これだけでも十分客を引き付けられた。

## 温泉

日本は火山国でどのような所でも温泉地はある。古代より温泉に浸かり効能は民間伝承として語られ信じて目的の温泉地へ保養に向かう。「諸国温泉功能鑑」の一枚刷りは、大阪において、文化文政年間には板行されていたというが、

文化七年に出版された『旅行用心集』<sup>24</sup>には、全国二百九十二か所の温泉地をあげている。

また『江戸の温泉学』<sup>25</sup>によると、

〈江戸の温泉ガイド〉も古くから各種版行されている。

「但馬湯嶋道之記」河合章堯 享保十八年

「一本堂葉選」続編 香川修徳 享保十九年

「但州湯嶋道中独案内」作者不詳 宝曆十三年

「但州城崎温泉論」温泉寺祐淳記 安永三年

「但州浴泉記」伯邦 寛政十二年等

神仏信仰が温泉の発見や開発に結び付いていることは、多くの温泉地に薬師如来をこ本尊とするお寺や、温泉神社があることからも理解できよう

日本では、温泉を医療や癒しに用いたという記録は古くからあり、藤森栄一の『縄文の世界』<sup>26</sup>の中で、昭和三十九年、長野県内の建設現場から、六千年前の縄文人の温泉跡が発掘されたことが報告されている。

アラスカに話がおよんで、「アラスカの調査において、調査員は、そのどろどろの、いまも硫黄臭と鉄のくさったような湯の匂いのただよう岩のそばで、思わず、湯に入っていたんだ」とつぶやいたのである。「石器時代の人たちが湯に入っていた。アラスカのユーコン河の中流のホット・スプリングでは、熱い湧泉をとりまいて貝塚が堆積し、土器片が一つもないところから、貝を湯でゆでて喰っていたのだらうと、明治大学アラスカ学術探検隊の戸沢充則講師は書いている。

「出雲国風土記」<sup>27</sup>（中略）に温泉の効能や温泉を医療に用いたという記述がみられる。

出雲国風土記 忌部の神戸 即ち、川の辺に湯出づ。（中略）

再び沐すれば、萬の病悉に除ゆ。古より今に至るまで験を得ずと

いふことなし。故、俗人、神の湯といふ。

室町時代の十五世紀になると、兵庫県神戸市の有馬温泉が京都から訪れた公家や僧侶によって詳しく記録され、温泉場のようすも具体的にわかるようになる。それらによると、湯治の期間は、一週間～三週間程度が基本で、一日に三度、午前・午後・夜に入湯することが多かったようである。<sup>(28)</sup>

温泉寺には十二の坊舎があり、武士や公家・僧侶などが湯治をするさいの旅館となっていた。磐梯山の山中には温泉が多く、これを地獄湯と呼んでいる。夏になって雪が消えるのを待ち、人びとはここで湯治をする。この湯場には人家がないため、寝泊まりには毎年大小の仮小屋を建てて湯治客に貸す。湯治客は米や味噌、鍋釜まで自分で背負ってやってくる。<sup>(29)</sup>

また、有名な箱根では、〈箱根七湯〉有るものは湯治として利用する。様々な症状に効果があれば、たちまちその温泉地は人に知られるようになる。日本には、湯治という優れた温泉療法があった。温泉地に長逗留することで、農作業などでたまった疲れや筋肉痛などを取り除き、対人関係からくる心身のストレスを癒した。<sup>(30)</sup> 病傷治療と保健衛生には、温泉は勿論のこと、海川井戸の冷水を沸かし、また草根木皮等を湯に混じて入れる薬湯もある。後には湯の花を利用した。塩湯もまた同じである。<sup>(31)</sup>

鉄輪温泉は、今もなお湯治場のスタイルを残す数少ない温泉地である。貸間旅館という、低料金で泊まれる自炊施設付きの宿が、今もなお活躍中である。

田山花袋は『温泉めぐり』<sup>(32)</sup>の中で、貸家の話をしてい

（別府温泉）ここでは、旅舎に一日いくらで泊るよりも、木賃制度の方が面白く、またその木賃制度よりは、一軒温泉のついている二間三間くらいの貸家を浜脇あたりに借りて、そこで一月なり二月なり暮して見るのが面白い。現在でも鉄輪の温泉には貸間制度があり、一日三千円から四千円で貸してくれる。

これも江戸時代からの名残であろう。かつて、温泉と信仰は密接不可分な関係にあり、けっして切り離せるものではなかった。山形県戸沢村の〈念仏温泉〉とも通称される今神温泉では、最近まで白装束を身にまとい、念仏や拝詞を唱えながら入浴していたが、江戸時代までは湯槽に入る前に薬師如来の尊名や真言などを誦する習慣が各地の湯治場にあった。<sup>(33)</sup>

塔之沢の湯宿主・福住十左衛門を版元として版行された『塔之沢温泉根元記』<sup>(34)</sup>元禄十三年に、江戸中期の湯治日数についての記述がある。十七日を一回り、二七日を二回り、三七日を三回りと呼ぶ。江戸時代ともなると、農民・漁民が農・漁閑期を利用して「湯治」をする習慣があった。

湯治場での滞在期間は、場所によって多少異なるが、一めぐりを七日、あるいは十日として、一～三めぐりほど行つのが一般的だった。

箱根七湯の名が流布し、山奥の辺鄙な温泉場に湯治客が集まるようになったのは、將軍家への献上湯がきっかけであった。温泉を樽などに詰め、遠くから運搬し入浴する、いわゆる〈汲湯〉の風習は、すでに

戦国時代から知られていた。江戸時代になり湯治が認知されるにつれ、江戸や大阪には各地から名湯が運び込まれた。その先駆けが、慶長九年に徳川家康が部下の病氣治療のために熱海から汲湯を運ばせたことだといわれる。<sup>(35)</sup>

幕末の頃北陸の和倉温泉から温泉を樽につめて大阪に輸送し、梅が枝町で営業しているチラシ<sup>(36)</sup>が残っている。

## 両替

九六銭の説明は、古来より各種算法書<sup>(37)</sup>に「銭両替」の項目があり、金貨を出して銭との両替、銀を出して銭との両替を指す。一般的には、銭両替と言えば銭を買つことである。道中では酒代・人足代・旅籠代・昼食代などは銭で支払う。多額の銭を持ち歩くのは旅では不便なので、金貨を両替しながら旅を続けることになる。(銀貨でもよいが携帯には重すぎる。)金貨を以って銭を買う、この言葉が道中記に見出される。

銭の百文緡には二種類存在した。一文銭が百枚あるのを丁銭、四文省いて九十六枚あるのを、省百・九六銭と言われている。地域により九六銭と丁百の地域があった。『旅へのいざない』<sup>(38)</sup>の道中記に明記されている。

道中記を見ると、田舎の方では省銭が一般的だから、たまに丁銭があると〈丁〉〈丁銭〉の文字を記入して九六百と峻別している。一例

を提示する。『伊勢道中記史料』<sup>(39)</sup>中に「伊勢参宮覚」喜多見国三郎

二十九日

一丁銭壹百五拾文 讃岐国こんびら下 上桜屋源兵衛泊り

二河市が編纂発行した『旅へのいざない』に収められた史料中に次の記事を発見した。

「伊勢参宮并熊野三社廻り金毘羅参詣道中道法附」<sup>(40)</sup>安政六年

黒井此所より丁百遣也 大田川これより九六百也

「道中帳」<sup>(41)</sup>慶応二年、柏さぎより荒浜へ二り 此所より長銭なり

「伊勢参宮并金毘羅参詣道中記」<sup>(42)</sup>嘉永六年

四月二日 水沢 宿 御本陣 惣右衛門 はたご代長銭百十八文

四月七日 長町 泊り 山田屋丈右衛門 上はたご百六十五文 両

替半切長銭八百九十五文

四月十二日 白坂 泊り 若松屋新右衛門 両替九六吉貫七百文

右の記事は、場所により丁百(長銭も同じ)と九六百があることを示している。

「増訂半日閑話」に四文銭通用の話があり、緡を墨で塗ったこともあった。

緡は青き苧縄にて渡りしを両替屋にて藁の緡を墨にぬりて両替す。今は夫だけ黒く染す。

どうして墨を塗り黒にして目立つ必要があったのか、黒くして言文銭と四文銭の見分ける必要が生じた。<sup>(43)</sup>(緡にすると一文銭の緡と四文銭の緡の区別がしにくい為)。

道中日記を見ると複数人の旅が多い。三人での旅となると、昼食・酒代・旅籠代・餅代を食すると百文を超えるのは必至で、一人七十三文の昼食代が三人で二百十九文となる。丁銭を集め、実数二百十一文あれば省銭を二本作り、端数も十九文で、一人あたり七十文余ですむ。

従前の銭の解説書では、『塵功記』の大矢真一、他の著者の見解は、世の中に出回る一縷は九十六枚しかなく、百枚はない。その為に換算する、とある。算法書を見れば、丁銭から九六百、九六百から丁銭への換算が例題として記載されている。世に九六百と丁銭が混在していることを言ったのは遠藤佐々喜で、富山房の『国史辞典』〈九六百〉の項で、「田舎では九六百が使われることが多い」と指摘している。

『旅行用心集』には縷の携行についての記述はない。日記・紀行文でもそのような記述を見ていない。ただ、『旅行用心集』には縷にした銭を三貫目四貫目を準備しておく、そのような指摘はある。『旅へのいざない』「道中帳」<sup>(16)</sup>慶応二年、には家出立二銭式貫文持参との記述もある。

旅人が丁百であれ九六百の縷を持っていけば縷を切って支払うのは不合理である。考えながら銭を支払うと言っても、宿泊代、昼食代、橋銭、茶餅代と一日に使う銭は決まっていたから、特段縷を切るか切らないかの問題ではなく、事前か支払い時に九六百か丁百と判明すれば、縷を切る必要もない。それは銭袋を用意して旅を続ける。釣銭な

り余分の銭は銭袋に入れ、丁百・九六百の地域に応じて縷を作っていたと考える方が妥当である。

九六百の地域に入れば、縷に銭を通せばよいし、逆であれば四文余計に支払うことになる。それと不思議なのは、何故旅人は九六百と丁銭の地域が分かったのであるう。当時としては常識だったのか。それは最初に物を購入した時にわかる。村に入って〈九六百〉〈丁百〉の張り紙がなくてもよいし、あらかじめ旅の情報誌を収集しなくてもよいし、道中師の話をメモしなくてもよいことになる。

〈九六百〉の地域に入った時の支払いは、先の例で言うくと、一人七十三文出し、三人で二百十九文、これは丁銭で集めた。ところが丁銭の縷を二本作り、ここで目を引くことになる。二百十九文から八文を引くと二百十一文でよいことになる。三人の分け前は、三文、三文、三文となる。

現実的には、旅行者が縷を持っていけばよいがなければ縷を購入する必要が生じる。

旅の出発時に用意するか、不足すれば旅先で買う。  
その事は次の史料が応えてくれる。

「雑遊漫録」旅行雑具

旅行の時失遺の患なからしめんが為、其至要のものをこゝに記す。猶其人によりて増減あるべし。

金銀 銭 鏹 提利 茶 白梅 松魚 乾 乾魚 熬胡麻 棘茄  
味噌 醬煮豆 砂糖 寒具 番椒粉<sup>(17)</sup>

右の引用に、鏝さしの項目がある。

道中記は個人の意思で書かれている場合が多い、そのため、個人の趣向により、何を主眼に置くかは各自まちまちである。食に興味があるものは、桑名の焼き蛤、各地の団子や日坂の蕨餅、「道中記」を比較して書くし、景観に心を動かされる人は、自然の景物滝や松島・江ノ島を記入する。その土地の有名な神社仏閣・仏像・有名店を書く。

このような事を前提にして、両替の記述を見つけるのは意外と難しい。旅の宿代は銭で支払い。駕籠代・酒代・飯代なども銭で支払う。(尤、場所により多少の違いはある。大阪・京都での旅籠代は銀と銭、江戸では、金と銭、「伊勢参宮花能日記」<sup>(48)</sup> 文政十一年、出羽国村山郡、渡辺安治、一江の嶋ききやうや十良兵衛泊、金吉朱ツ、銀の事例もある、同史料中に、一大阪迄三里、平野屋佐吉泊、旅籠式刃)つまり、地方に行くと銭で支払う事が多い。銭を沢山持つと重く、旅に支障がでる。因みに寛永通宝一枚の重さが三グラムから四グラムある。一纏には鏝銭も含まれるから旅籠代・昼食代・間食を含め一日四百文として五日で二千枚、(出発時に二貫目の銭を持参する、とする史料もある)重さは六キログラムから八キログラムを携帯することになる。地方に行くと、大きな都市でない限り両替屋など存在しない。その機能を持ち合わせるのが宿屋である。幸い銭がよく廻るので、旅人の希望を叶えることになる。ここで勘違いを防ぐために、若干の説明をする。

両替と行った場合、金から銭、銀から銭の両替はある。通常銭を買

うと言つ。銭を買う為に金貨や銀貨を出す。大阪の銭小売の看板にも、(銭小売)とある。銭が欠乏している状況を、喜田川守貞著の『類聚近世風俗志』<sup>(49)</sup>には、

天保中銭相場賤く金一両に大略七貫文許也然るに諸物の高値なるの所以は銭相庭の下値になる故也と云により府命し六貫五百文の定価とし相庭を禁止す因之通用自ら滞るが故に府内銭乏くなり両替にて金一分二朱の銭を買んと欲すれども両替も銭を売のみ買ふこと能はざれば遂に銭尽て枯らず商家に式朱一分を以て物を買ひ釣せんを取と(後略)と書いている。

久須美祐雋「浪花の風」では、

銭は多く小銭を用ひ、四文銭は少し。百文銭は殊更に少し。夫故両替も百文銭は一枚に付小銭よりは四文方も貴し。市中に銭小売仕候杯いへる看板あり。江戸にては見及ばざることなり。之れ小銭専ら通用故、懐中用意銭杯持重る故ね百文二百文の銭にても取替るといふことなるべし。<sup>(50)</sup>

江戸では『鼠璞十種』の中に「明和誌」がある。

一 銭相場高故、換ぜにをかつぎ売に来  
江戸では辻々に銭をかついで売りに来る。<sup>(51)</sup>

『東京市史稿』にも右の記事を補つ銭売りの姿が紹介されている。

室町并通町銭売、青物町小両替屋

(前略)金銀両替といふ事は、駿河町両替町の外には其筋の商言軒もなく、金子壱分式歩ツ、か銭或は少々銀子にて銭替た

き時は、本郷四谷芝浅草の果よりも日本橋の南北の通町へ来りてととのへたる事也。是は室町并通町南北四丁目か間に銭売とて数百人各三四貫文宛肩に懸け居て、少しき両替銭を数十年の間いたしたる事也。然るに其銭とも、かの御停止の鑢銭を売銭の内にませて両替したる故え、府中殊の外こまり、尤損ともなりたり。時に日本橋青物町に小両替やを粒銀にても金子壹分二

安永九年三井高業の妻が伊勢参宮をした時の記録に銭を買った記述がある。

而も自由に両替せし故、扱も自在なる店出たりとて、江戸中此店に来て両替したり。<sup>(32)</sup>

このことを頭に残して道中記から引用する。

『藤沢市史料集』三十三、「伊勢太々講道中記」<sup>(33)</sup>

右十六日、夫ヨリ馬入二而(ママ) 銭を買ひ

『藤沢市史料集』三十一、「旅人がみた藤沢」<sup>(1)</sup>

「伊勢道中記」文政九年、出羽国田川郡清川村、藤四郎

一金貳朱兩替八百貳拾四文

『海上町史研究』第二九号では、

『嘉永六癸丑年 伊勢参宮道中日記覚帳』<sup>(35)</sup>五月二十八日、幾世村

樹氏

『旅へのいざない』「道中記」<sup>(36)</sup>安政四年

一 四月三日 八百三十文 京都泊 貳朱 京都 両かへ所

一 金壹歩 高さこ宿 両替

高砂の宿で両替をしている。

六月九日金貳朱銭買

武佐

四月十六日 金一兩一步代 〳七貫六百九文(三百八十五、四  
五)草津

同 十七日 金壹兩壹歩代 〳七貫六百拾六文(三百八十二)

杉ノ下

同 十八日 金壹兩壹歩代 〳七貫六百四拾八文(三百八十二、

四)雲津

同 十九日 金三歩代 〳四貫五百七拾貳文(三百八十一)

二見

同 二十日 金壹兩代 〳六貫百廿八文(三百八十三)

山田

同 廿二日 金壹兩貳歩代 〳九貫百九拾貳文(三百八十三)

小俣

同 廿三日 金壹兩三歩代 〳拾貫七百三拾貳文(三百八十三、

二八五)津

同 廿四日 金壹兩壹歩代 〳七貫六百五拾五文(三百八十二、

五)大山

同 廿五日 金壹兩壹歩代 〳七貫六百貳拾六文(三百八十一、

三)愛知川

同 廿六日 金壹兩代 〳六貫百拾貳文(三百八十二)

同 廿八日 金貳兩壹歩代、拾三貫七百四拾六文（三百八十一、三）京

錢買高 合八拾八貫六百四拾七文 此金拾四兩貳歩也（三百八十二、〇九九）<sup>(57)</sup>

東海道名所記は随分用心をしている。

「東海道名所記」にも

錢を買ふに八金銀を手ばなし、人をたのミてつか八しぬれば、あしき銀にすりかへらるゝ事あり。しるしをミせて、錢をとりよせ。其後にわたすべし。

旅に出ると都市でない限り、両替所がなく、宿がその役目を果たしていた。<sup>(58)</sup>

## 運送

宿では、旅人が購入した土産物、留守宅への安否確認の書状や商売で得た情報を店に送付する為に宿泊場所に入りにいる飛脚屋を利用した。飛脚屋も得意先として宿を抱え、順番に回って書状・荷物の送付の仕事を見つける。同じ事は、近松門左衛門の「心中重井筒」の心中重井筒の文中に飛脚屋の実態が描かれていて、

火回し半ばへ飛脚屋が、何も御用はござりませぬか・ヤアふさ様、京へ上す銀もある・御状もあるとの御事。遣はされませぬかと、問ひければ・ア、よう寄ってくだんした・まだ文を書きませ

ぬ。まちつとしてから来てくだされ・それなら明日の便りになされませ・今宵はしまひでござると言ふ<sup>(59)</sup>

飛脚屋は得意先を順次廻っている。

宿屋にも出入りの飛脚屋がいて、旅人の土産や荷物を運送したり、手紙を送付していた。このことを物語る史料が左記にある。

青柳周一は「交通史研究」の中で

大津と京都の宿泊業者が共同で作成した小型の冊子は、「京都御定宿 柳馬場六角下ル丁 鐙屋太右衛門」と「京都御荷物送り所 大津八丁札之辻上ル 御宿まつばや清兵衛」

両者の間で旅人の荷物の輸送サービスをしていた可能性はある。

文政二（一八一九）年の下野国那須郡小船渡村の花塚兵吾「伊勢・熊野・金びら道中記」によれば、「京都六角堂前」二月廿八日とふりう（逗留）仕品々かい買物仕廿九日朝はたご式百文相払荷物前原（米原）迄相廻し多目二付百文ツ、ニテ相廻し申し候」と、京都の旅籠から米原に向けて荷物を送っている。そして、方々の巡礼を済ませた後で近江に戻り、「三月一六日」米原へ泊り式り八丁此所北村源重郎宅へ京都より荷物相廻し置候手形引替シニ荷物ヲ受取申候但シ感敷寺人前拾文ツ、相払申候」と、米原の「北村源重郎」のところで荷物を受け取っている。<sup>(60)</sup>

安永六年丁酉十一月廿八日出「参宮道中記 出羽国村山郡高屋村」今井幸七の場合は左記の内容である。

一月廿六日 伊勢より京まで荷物を送った。

伊勢ヶ荷物銭八 百二十四文、吾人分三十六文

吉メめ代、メ三メめ

まいわら荷物八 吉メめ六十文

式メ百め、百三十文<sup>(61)</sup>

三井家は大店で飛脚屋を抱え込んでいて自由に使っている。

『南三井家交通記録集』の中にも「寛政元年三井高英京登録録」として次のような記載がある。

三井高英が勤務を終えて京都に帰洛した時の荷物の目録で出立に先立ち順次荷物を飛脚屋に託した。

荷物之覚

五月六日出 大阪屋茂兵衛出シ

一半箇一ツ イ印 皆掛五貫七百匁有

内入日記 十日限

一萌黄千筋裏附肩衣

一黒紗四ツ目御紋同御肩衣<sup>(62)</sup>

他二十五種（後略）大阪屋茂兵衛は元飛脚問屋で、文化五年家業を妻の弟に譲り、杉本茂十郎と改名して十組問屋を再建した。

### 関所手形と往来手形

旅をする上で必要な書類が手形である。目的地に到着するまでに関所があれば、関所を通過するために関所手形が必要となる。関所手形

は最長二カ月の期限が設定されている。関所が一定の基準の基で運営されていたわけではない。当時、五十三の関所があり、一番重要なことは、女性の通行であった。〈入り鉄砲に出女〉の言葉通り、江戸から出る女を厳重に検査したのは、江戸で人質として困るからである。人質の女性を知らない間に出国されては困るし、公儀の威信にかかわった。五十三か所の関所は通行人の検査に強弱があり、必ずしも幕府の見解が統一されてはいない。関所により厳しさが異なっていた。

軽い関所が二十九関、重要と認められた関所が二十三関で檜原関所だけが〈所の者の外は、一切相通し申さず候〉と規定している<sup>(63)</sup>。

他の五十二関は、検査の強弱は存在しても、打ち合わせでもしたようにことごとく女の関所通過に關して制限を加えている。制限の内容は、第一に女は全く関所の通過を禁じる。第二に関所の所在地の女は顔見知りになっているからそれに限って関所の通過を認める。第三に特定の役所の手形を所持する女に限り通過を許可する。

概ね右の内容だが、関所を通るものは、何人たりとも関所手形がなければならぬ。その手形は、武士なら国許の留守居役、町人・百姓なら郷村の名主か庄屋、江戸在住者は家主などが発行する。手形を渡すと、関所では、手形の印と判鑑と引き合わせて、相違がなければ通過させた。近隣の婦女が碓氷関所を通過するには、おのおのその宿や村役人の名主・年寄・問屋などの発行した手形で通過できる。関所手形を発行する権限をもつものは、宿場では、宿や村役人に限られたのであろうか。その範囲をみると、旅籠屋とか茶屋などの当主も、その

権限を与えられている。<sup>(64)</sup>

関所手形には、宛先が記されており、該当の関所に差出した。もし東北から京・大阪に向かう場合は、箱根の関所宛一通、浜名湖の西、新居の関所宛一通の計二通の手形を必要とした。勿論、旅人から受け取った手形は返却しないことになっていて、発行者や手形の種類ごとに区別し、それぞれの控帳を作成して保管した。<sup>(65)</sup>

往来手形とは、近世の庶民の旅行に際して携行された身分証明書であり、関所手形と同種の通行手形として一般に知られている。発行者の署名ないし押印のある手形そのものが通行者についての信用の源泉であることは、関所手形の全体の属性といえる。<sup>(66)</sup>

延宝二（一六七四）年加賀藩では参宮するものは、財産があり、かつ収納公役を完全に果たしている証明を肝煎等から受ける必要があり、文政期には、それも農閑期に限っているが、同じころ天領陸奥白河郡塙でも同様であった。以上の条件を満たして初めて参詣が許可され、許可の証として往来手形は、本人の身分証明書でもあり、関所手形ともなった。<sup>(67)</sup>

藩の領外旅行許可書たる往来手形を受けられぬため、無断家出・出国せざるを得ない。抜け参りとは、本来一般に正規の手続きを経ず、そのために往来手形を受けずに参詣することを意味するが、抜け参りは、親や主人の許可を得られず、そのため往来手形を受けられない違法参宮を意味する。関所は嚴重なだけでなく、思わず笑い出しそうな話もある。<sup>(68)</sup>

箱根関所であるが、この関所を通らなくても自由に往来できるということが『甲子夜話』続篇に見える。すなわち「この度、箱根山に及んとする前、溪流に橋を渡したる処あり（こゝは予も西東せし旅道なりき）。橋を渡らず山路を往けば幽陰の村家あり。そのあたり竹林もあり。又温泉の場もありて、深遂の境なり。六里行けば三島駅に到ると。聞者問ふ。さすれば箱根の御関所は通らざるか。答つ御関所は通らず。されども小田原候の番所あるが、こゝは宿の切手を持行けば通行自由なりと。されば天下の禁も寛大の御政念うべし。」<sup>(69)</sup>とある。

同書の事は新城常三が『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』で述べている。さらに、箱根関所についても、出女は手形がなければ通さぬが、下り女は、名前を告げるだけでよく、しかも関所近くにひそかに関所を越えるものを手引きする人家があり、また関所に裏道があつて、それを抜けるものが沢山いた、とある。

### 案内賃と名所

各種の道中記より名所の案内賃を列举する。

1 「東岡仙参宮日記」 寒河江市史編纂叢書第23集では、「いせ参宮道中小つかい帳」明和八年、楯南村の名主の次男が旅行費用の書きあげた記述だが、江の島に宿泊した記録。

四月七日

一、式十文 江の嶋案内銭、さゞい貝やきき<sup>(70)</sup>

- 2 「伊勢参宮花能笠日記」文政十一年二月二十日 出羽国村山郡  
鎌倉二而案内銭貳百文出し、七里ヶ浜入口迄四人荷持たせる、先参詣之次第、円覚寺大鐘、禅興寺、杉ヶ谷、弁財天、閻魔堂<sup>(72)</sup>。
- 3 「伊勢参宮道中日記」天保三年二月十四日 陸奥国耶麻郡堂山村  
此宿迦より鎌倉道二入  
山ノ内村下夕二はなれ山逆幾つもあり此辺婚礼之節此所八不通よし  
此村より案内ヲ取拝す 但案内ちんは同行六人二而百文<sup>(72)</sup>
- 4 「道中記」嘉永二年二月二十二日 陸奥国和賀郡沢内通大木原  
一 鎌倉江 貳里九丁  
ゑんがく寺并左馬守義朝公の御霊参詣若宮八幡大仏 長谷観世音  
鎌倉権五郎景政ノ宮参詣いたし あんない銭 百文  
一 江ノ嶋江 貳里 此所二江嶋弁才天奥ノ院八岩谷の大日如来其外  
名所旧跡不残参詣いたし 案内銭百文 尤十貳人 一人割八文つ、<sup>(73)</sup>
- 5 「東武下向諸事記」嘉永三年正月八日  
えノ嶋着船江戸屋忠五郎ニて昼餉料貳分計ニて頼置案内を取百文  
(料) 参詣見物す、ちごが淵、奥州忍ぶ郡のものけん長寺里きう上人  
と馴そめ(男色也) 顕はれて此淵二身を沈めしといふ、其時の寿とて  
案内者口すさむ<sup>(74)</sup>
- 6 「旅中安全」文久二年九月二十八日 三河国渥美郡二川宿  
九月二十九日  
一百文 江ノ嶋 案内賃  
一 貳百文 稲村ヶ崎より長谷川村名所 鶴方岡八幡様 案内賃<sup>(75)</sup>
- 7 「伊勢参宮道中記」文政十年二月三日  
一 江ノ嶋 貳里  
案内取銭六人二而五十文出し参詣仕、<sup>(76)</sup>
- 8 「秩父坂東湯殿山日記」享保十一丙午歲五月十九日出立  
廿九  
六月□七日 井上河内守様御城下町家多し  
さし路山へ八拾八町上儿、御城内ノ事ゆへあん内□取巻組ニて五拾  
文ツ、出す<sup>(77)</sup>
- 9 「伊勢太々講道中記」天保十四年  
正月廿七日 名古屋泊まり  
其上明朝名護谷見物案内迄爰元ニ而世話ニ相成申候、  
二月十四日、吉野、玉屋与治左衛門泊まり  
吉野象王大権現 色々古跡宝物等御座候、案内頼候而亘敷候、  
三月五日、案内を頼、織屋分初而錦天鷲織杯を織申候、<sup>(78)</sup>
- 10 「金井忠兵衛旅日記」  
「多武峰」案内人同行何人にても三十二文也  
「吉野」廿八日 さこや平右衛門泊まり 案内賃何人にても二十四  
文なり<sup>(79)</sup>
- 11 「伊勢参宮道中記」弘化二年四月  
北越会津 鹿瀬組実川村の五十嵐鶴吉の一行五名の伊勢参宮道中記  
である。四月十三日に津川を出立し、七月二十九日に帰国するまでの  
約四力月の旅行記録。伊勢参宮の後、南紀を通り、大阪・奈良・京

都・兵庫・四国の金刀比羅遇まで足をのばし、帰路は江戸見物を楽しんでゐる。

四月廿四日

一上ヶ松 右宿夕拾貳丁行八寢覚之茶屋有、浦嶋太郎之旧跡有之見物いたし、寢覚とこ岩松生茂り、しゝ岩、まないた石、釜石、硯石、とふふ岩、いほし岩、そら岩、こしかけ岩、案内銭五文ツ、

五月廿四日

一吉野 義経公松二御身ヲ隠給ふ所也、関やの桜門夕外也、次二大鳥井銅也、共楽八弘法大師御筆、聖武天皇の御建立也、二王門八うんけいたんけいの御作、案内銭三、四文計り出シ頼む

七月二十日日光 但山初尾四拾八銅、案内銭三十六文合八十四文ツ、吉人前入申候<sup>(80)</sup>

大阪における観光案内人の存在が確認できる出版物は、「浪華組道中記」<sup>(81)</sup>天保十五（一八四四）年発起人であるまつや源助は、浪華講の元締めである。

この三切れ本の序文に「江戸では、嶋や藤兵へに案内を頼むべし」、〈諸商人仕入方諸方見物何事も都合よろしく八案内賃定一人まへ三百文ツ、〉

京都においても似た文言で浪華講の定宿先を紹介している。かめや吉兵へ、井筒や徳兵へ、扇や庄七。〈諸商人仕入方六条并所々御参詣格別都合よろしくその外諸事浪花組の定有右かめや井筒屋両家も案内

賃銭定〉

東山案内賃 二百五十文

西山案内賃 三百文

奈良には小刀や善助がいて、〈案内者右小刀や二て頼べし〉賃六十文と少ない。

案内が全盛の頃、手軽に一人で見物できる案内書が作られた。携帯に便利なように一枚刷りや三切れ本の形態になっている。

また、名所を見る際に案内人に頼らないで一人で見物できる史料も版行されていた。

天保十二（一八四一）年発行の「難波巡覧記」<sup>(82)</sup>には、〈遠境の人の大坂見物の為に案内人のかかりに用ひ〉とあり、初日（三十か所）二日目（二十七か所）三日目（十六か所）四日目（三か所）全部で七十か所の名所を選んでおり、本人の好きな場所へ行くような形になる。遊び場所の記載にぬかりなく、遊所として、新町・九軒町・島之内・坂町・堀江・北の新天地・難波の新天地・この外所々にあり、大阪市中には、小さな遊所が三十ヶ所程あったと言われている。芝居は、道頓堀・座間社・稲荷社・天神社・堀江・御霊社としている。道頓堀に歌舞伎・浄瑠璃などがあり、全国的に有名になっている。神社などで芝居などが安い値段で見える事ができ、高津神社・生魂国神社でも演じられていた。見世物も同様で、難波新地はよく知られているが、諸社でも行われていた。能については北の定舞台、角力は難波新地で開かれていた。

大阪の出版組合から出されたものではないが「浪華名所独案内」<sup>(83)</sup>は、多色一枚刷りで、二百程の名所・神社仏閣を記している。有名な商家として鴻池屋・平野屋・天王寺屋・岩城屋・大丸・三井越後屋を選び、朱座・米市・青物市、娯楽としての遊郭・芝居・角力・見世物、桜の名所として天保山も紹介されている。時間に余裕のある人、半日しか時間のない人と区別して参考になる道順を提供している。個人の自由な時間を中心にいくつかのコースを設定している。

「独り案内」の言葉通り、時間を持ち、探究心のある人のために一枚刷りや三切本が発行され、サーピスの一環として提供したものである。「独り案内」というからには、この当時は案内者が存在したことになるまいだろうか。案内者がいなければ、わざわざ「独り案内」と断る必要はない筈である。案内者がいなくても見物ができることを暗示している。

名所巡りをする場合、一人で見物するか、同行者達で見て歩くのが普通だから、「△△案内」と注記する必要はないと言える。

『下級武士の食日記』に案内人の姿が紹介されている。

嘉永五年にお伊勢参りの途中、大阪を訪れた武威国大里郡村岡村の農民たちが、案内人に連れられて虎屋を見物して、台所（製造場）が大きく、その驚きを道中記に記しています。<sup>(84)</sup>案内人が組織を作つて活動していたと、思い込んでいたが調べても個としての活動しかお目にかからない。天保以後に刷られた三切れ本にも案内賃は計上されているが組織名もなかった。結局、江戸期を通じて言えることは、宿屋を

媒介して案内を業としている人達が案内人と呼ばれている。このような人々は三都だけでなく名所・旧跡が存在する場所が稼ぎの場所であるから、日本全国に分布している。江ノ島・日光・伊勢・近江・松島・金刀比羅宮・書写山・西国六十六カ所など多くの地域で案内人が活動している。因みに道中記の類を調べるとここかしこに案内人がいる。案内人が宿を媒介するには、宿泊した旅人が半日か終日を観光するためには、宿に観光の依頼をしておかなければならない。観光ルートがあるから時間とコースおよび料金によって旅人は選択する。宿は旅人の要望を考え、半日コース、一日コースと料金・見学場所を選択していた。

中世の日記あるいは身分の高い人の案内は、宿泊した宿坊の主人や手代が案内することもあるが、近在で知られたちよつとした滝・枝が広がっている松（大阪の妙法寺の松）・梅（香りがよい・枝ぶりが良い）・奇岩（象の鼻に似ているとか船の形に似ている）などは女性や子供が案内する場合もある。険しい山や複雑な山道を案内する専門家もいる。（これらは道中師の仕事である）

案内がこちらの好意で行われた場合は、当然無料である。日記を見る限り古い時代は、案内の言葉はあつても案内賃は出てこない。

近世になり、案内賃は出てくるが、江ノ島・日光のような名所は、案内料も様々で、一人でも五人でも同じと、いった場合もある。また、一人三十文で五人で百五十文といった場合もある。明治の史料であるが往時の雰囲気をよく伝えているので引用する。

案内の声は左記のように至る所に敬語の〈お〉を付けている。しかもまくし立てるのだから、よく聞いていないと意味が分からなくなる。

『耳の趣味』活弁より

(前略)と立板式なものには、ひたすら感難の外はない。吾々はこの人達の能弁を耳にする毎に屹度日光の案内者の口調の「お屋根は総あかがね、お垂木は二重垂木、お枘組は極彩色お枘組、お下のお彫物は百間百色の鳩、お扉は檜の一枚板に秋の七草を彫った体、御回廊はこちらが百間とこちらが百間、合せて二百間、御回廊お欄間のお彫物は、上は山禽のお彫り分け、下は水鳥のお彫り立て、これは三代將軍徳川家光公の御建立。」かように一気にまくし立てる、とある。

案内者も性質の悪い人もいるようで、寺田寅彦がイタリアへ旅行した話で、『寺田寅彦随筆集』の「案内者」に日本の駕籠かきが酒手をせしめる状況と似ている。

私のやつかいになったボツオリの案内者は別れざわにさらに余分の酒代をねだって気長く付きまとして来た。<sup>86)</sup>

大正十一年に発表された作品だが、日本の日記随筆にはあくどい案内者の描写はない。険しい山道では、駕籠かきから嫌がらせを受けても次回も利用しなければならぬ。

「貴賓会」は後のジャパン・ツーリスト・ビューローになるのだが、明治二十六年三月に「貴賓会」の設立をみた。その時の綱領は五

つある。『日本交通公社七十年史』によると、

- 一、旅館の営業者に向かつて、設備改善の方法を勧告する事。
- 一、善良なる案内者を監督奨励する事。

- 一、勝地、旧跡、公私建設物、学校、庭園、製造工場の観覧視察上の便宜を計る事。

一、来遊者を歓待し又我邦貴顕紳士に紹介の勞を執る事。

一、完全なる案内書及案内地図類を刊行する事。これは外国人向けに對する心構えと準備だが、二番目の「善良なる案内者を監督奨励する事」の意は、市中には善良でない案内者、少々性質の悪い

案内者、説明が下手な案内者、金品をねだれば一応の説明をする。あるいは、説明を省略したり、案内場所を飛ばすような案内者がいたからこそこのような綱領を作成したのではないか。

私たちが想像していた観光案内人は、組織化されていたかと思ひ込んでいた。しかし、随筆や日記を調べると組織化されていたような根拠はない。そこに出てくるのは、宿屋を中心にして活動している姿しか目に入らない。つまり彼らは個として案内の仕事をしていて、宿は旅客達の要望を聞き、それに応えていただけである。案内人からして見れば客引きをするよりは、いくばくかはピン撥ねされても恒常的な仕事を提供してくれる宿は魅力的な存在だった。どこの地域が観光案内人としての出自が早かったかは、不明である。観光案内人というからには、無料で案内はしない。案内賃を受取った事実が必要である。宿の主人や手代、奥さま・近所の住人、旅人の知人達が案内人と認め

ないと考えると、案外少なくなる。でも江戸では、柳多留に案内人の川柳が生き生きと活写されている。

案内がして六ねんはやくから 二十一<sup>(88)</sup>（天明六年）

六年前と言えば安永九年には江戸に案内人がいたことになる

案内がせつかくしゃべつても見ず 十五<sup>(89)</sup>（安永九年）

安永九年にはしゃべる案内人の話に夢中になり観光場所を見ない観光案内人と呼べる人を『史料京都見聞記』<sup>(90)</sup>から抜き書きをする。

『史料京都見聞記』第一巻、

「近畿歴覽記」黒川道祐、延宝七年以降

道祐は京に住む芸州浅野家医の父黒川春閑に医学を学び、儒学・歴史にも通じた元禄四（一六九一）年没。『近畿歴覽記』<sup>(91)</sup>は、延宝六（一六七八）年より約十年のあいだに、京都・奈良周辺を訪ねた折の紀行文で、そのなかから六編を収録した。

・案内ノ人は是ヲ知サリケルニヨリ、迂遠ノ路ヲ廻レリ。石清水ノ事ヲ思出テ、何クニ行トシテモ、案内ノ人ヲ扱ヘキコトナリト思ヘリ。

・京よりあなひにめしぐしたる人。

・あなひの人たはふれて、

「都の手ぶり」<sup>(92)</sup>浅香山井、元禄十一年

山井は号、名は久敬。前田綱紀に仕え、国史・国文に精通、歌文をよくする。『雅記漫録』などの著書がある。本稿は元禄十（一六九七）年から翌年にかけての京紀行の記録。全六巻のうち五巻「越の家つと」以下を収録。漢詩、社寺縁起考証の注など一部を省略した。

・案内者のこたえて、

・あないいたしければ

・さて案内者をそへられ、

「京都日記」<sup>(93)</sup>木村探元、享保十九年

筆者木村探元（一六七九―一七六七）は薩摩藩に仕えた狩野派の画家

『京都日記』は享保十九（一七三四）年から翌年にかけて、島津藩の

姻戚である関白近衛家久に招聘され上京した時の日記。この時に禁裏

御用等をつとめ法橋に叙せられた。於殿下相分れ申候而案内頼候故

・案内は芳春院之小僧天蔵司なり。

・廿七日晴天朝五ツ時分越後屋市左衛門案内に而、

・案内は職事御役に而広橋より被差出候。

・御神楽拝見之案内掃部殿へ被仰付候。

・石黒主膳案内に而候。

・出家衆案内に而参候へは大仙和尚へ御近付に罷成候。

・先月建仁寺案内の出家衆ボク首座は承順之二男に而候由咄に而候。

・右膳殿案内に而拜見仕候に驚目候。

・二尊院へ参候而光林房案内に而客殿見物、

・客僧案内に而書院見物

・七ツ過候而尼之案内に而向の山に道有とは被歩出候に、

・奉拝候場所へ案内付可申候得共刻限今少間可有之候。

・追付案内之人被参候故同道候而右之人数参候へは、近衛様と札立

候所へ参候。

- ・序宜候間南禅寺江見物に案内可申由に而相催候。
- ・銀閣寺見物案内之儀当日黒田御禁断之節候故、
- ・此体に而案内者もさかり退戻たるへきと皆々申候。
- ・漸暫有て次右衛門来候故案内に而見物申候。
- ・案内は従彼方可被遣由申来候得共、
- ・案内の者に問けるは赤山の宮いつこそ、
- ・心よく案内すへきよしをうけかひて、
- ・行者案内に而候。
- ・案内する者の悟りぬ。
- ・あるし案内して畠の中に石を多くつきあつて五輪の塔を上立たるに、
- ・浄阿弥并彦右衛門・長右衛門案内に而五条之橋を渡りて大仏開帳之所江参候。
- ・「京師順見記」<sup>(94)</sup> 明和四―五年 『史料京都見聞記』 第二卷
- ・京都の社寺への巡見使の記録であるが『京都町触集成』によれば、同じ明和四（一七七七）年から五年にかけて京都所司代阿部飛騨守正允が主として洛外を中心に本編とは別のコースを巡見している。右の歌とも記有之、今度の案内に出たる出家甚文盲故、向もしらぬと見えたり。
- ・案内の小童いへるには、
- ・案内小童は四尺三寸岩切丸といへり。
- ・案内役者物語也。

- ・案内の者申き。
- ・是より村次案内出る。
- ・案内百姓岩松丹後・岩星伊与兩人出る。
- ・右三鈷寺の案内出家大文盲の僧故、
- ・此所へ与力案内として出向。
- ・案内社司の物語也。
- ・家来案内にて座敷二階へ通り、
- ・案内として当所の郷土上野和吉と云者、
- ・案内郷土上野和吉物語をする。
- ・若狭屋八兵衛と云る案内者も桜谷と物語すといへ共、
- ・案内の僧物語也。
- ・両川端通り村次案内出、
- ・此所へ豊蔵坊より案内の出家、夫より豊蔵坊立寄、
- ・豊蔵坊案内にて御祈祷所巡見。
- ・「都の日記」<sup>(95)</sup> 妙臨尼、寛政三年、『史料京都見聞記』 第一卷
- ・筆者は江戸の歌人で東本願寺門徒、本稿の序文を津村涼庵が書いている。寛政三（一七九一）年三月十三日江戸出立、四月四日入洛、天明の大火で焼失した東本願寺再建の奉仕と母の納骨が目的の旅であったようである。
- ・案内する子ともいふ。
- ・「旅日記」<sup>(96)</sup> 文化十三年、『史料京都見聞記』 第三卷
- ・筆者は未詳だが、文中から江戸の商人と推測され、文化十三（一八一八

一六）年三月二日江戸を出立、東海道を伊勢へ、近畿各地から讃岐・安芸・周防・丹後・丹波を経て京に至り、中山道を信濃へ出、草津に湯治して江戸に帰っている。

- ・案内河原町三條上る処伊勢屋清七を頼み東山を一見す。
- ・前日の案内にて東山に出る。

「十国巡覽記」天保九年、『史料京都見聞記』第三卷

筆者を明らかにし得ないが、天保九（一八三八）年三月七日、五畿内など十カ国の巡見使に随行して江戸を出立、同十九日から四月三日まで京に滞在した時の記録である。「十国巡覽記」とあるが、全三冊の大半は、往路の道中を除き収録した在京中のものである。

- ・案内の者三使銘々に附く。

「百たらずの日記」石瓦翁撰、天保十年、『史料京都見聞記』第三卷

底本には石瓦翁撰とあつて、筆者については未詳だが、二条城内の小屋を宿としていることなどから幕臣と思われる、天保九（一八三八）年江戸を出立して東海道を上り、京・大阪をめぐって復路は中山道を経ている。ここには在京期間中のみを抄録した。

- ・案内あり。

こゝかしこ見づるへき所を案内をも出しなとせよと、  
こは従者なりけるものゝなまゝ案内しり侍りし程にまかせたりけるに、

こゝより案内のものたのみて長明か方丈の旧きあとを尋ね侍り、

「たびまくら」木内啓胤、天保十年、『史料京都見聞記』第三卷

木内啓胤については未詳だが、本稿の序などによれば、主家の養子取の使に随行して、天保十（一八三九）年二月一日、江戸青山を出立、東海道を経て津・奈良・大阪より、三月二日京に入り、八日まで滞在した。

- ・案内を頼み御西御門跡拝見せり。
- ・不残拝見して案内料式勿つゝ也。

案内を召連立出るに、

案内のもの門前より傘をかり来ぬれば、

早朝より案内のもの召連茶久を立出ぬ。

案内を連て風雨をいとわずきり斗り田舎道をよぎれば、

早朝より案内を頼みて見物に出たり。

「綺語文章」嘉永三年、『史料京都見聞記』第三卷

一鳳・李叟なども号し、歌舞伎脚本、考証随筆を著作、浮世草子、浄瑠璃作者の西沢一風は曾祖父。大阪清水町に住んだ。享和元（一八〇一）年生、嘉永五（一八五二）年年没、五十二歳。本稿はその晩年、五十歳の時のもので、下巻の全文を収録。

南禅寺中の案内は小間久と約束あればけふは行かず。

寺中の知音より子供の案内と共に五鳳楼と号す山門に登る。

これだけの史料中案内質は一例のみ、数例が案内人らしい記述がある。

板坂耀子は『近世紀行文集』鋭い指摘を示している。数多くの紀行文や日記を研究した者にしかわからない事実である。

紀行文について板坂は、

江戸時代、中世からの伝統を意識して書かれた紀行では、入浴や食事といった生活に関することは卑俗なことと意識されたか、書くことを避けられる傾向があった。「○○温泉道之記」「××湯紀行」などと題を付しながら、入浴そのものの場面がまったくなく、ままた、いつの間にか帰路の描写に入っていて、読んでいて唾然とさせられる例も決して少なくはない。ましてや、性や排泄に関する描写などは、これらの紀行に登場するわけもなかった。では近世に入って登場した、より新しい地誌的な紀行の方はどうか。ここにもまた、そういった「旅の日常」の描写は登場しない。これらの紀行は旅先の土地に関する情報の伝達を主要な目的としており、各地の珍しい風物習慣、自然や人事を紹介することを作品の中心においていた。<sup>(4)</sup>

私の感じていることをうまく表現しているので引用した。案内の言葉はあっても商売としての案内人なのか、宿の好意の案内かは不明で判断がつかない。道中記では、江戸中期になって、金を支払って案内する人が登場する。

### 結論 大阪の案内人の出現はいつごろなのか？

先に紹介した川柳では、安永九年の時期に案内人が江戸で活躍している姿が詠まれている。「東岡仙参宮日記」は、明和八年に伊勢から

京・大阪まで足を延ばしている。

三月十九日に日光、同二十七日は奈良、四月七日に鎌倉、江戸島、四月二十七日は京都、六月四日は大阪を見物している。「伊勢参宮道中記全」は宝暦十年の道中記だが、六月五日に宇治を見物している。明和・安永期は、有名な観光地で案内人が活動をしているのがわかる。

しかし、宝暦五年に「うたゝね」<sup>(5)</sup>が刊行され、そこには「近道から八行ぬ案内」と炊庵の句がある。彼は小野紹廉といい、享保の初め頃江戸より大阪に住み名をあげた。少し古いのが、兵庫の花野という俳人は、大阪の天満奉納に際し、「案内が聾をだます鸚鵡石」と詠んでいる。大阪に関係する事だから題材も大阪から選択したと思う。「俳諧松の雨」寛延三（一七五〇）年本屋新右衛門板に掲載されている。

### 注

- (1) 『参勤交代』山本博文、講談社、一九九八年
- (2) 『寒河江市史編纂叢書』第23集、寒河江市教育委員会、一九七七年
- (3) 『東岡仙参宮日記』（明和八年）『寒河江市史編纂叢書』第23集所収、寒河江市教育委員会、一九七七年
- (4) 『今井幸七参宮日記』（安永六年）『寒河江市史編纂叢書』第23集所収、寒河江市教育委員会、一九七七年
- (5) 『誹風柳多留・索引』校訂岡田甫、三省堂、一九九九年
- (6) 『参宮道中記』（文政十年）『山辺町史資料集』第六集所収、山辺町史編纂委員会、二〇〇三年

- (7) 『国史大辞典』第一巻、国史大辞典編集委員会、吉川弘文館
- (8) 『木曾街道』後藤茂樹、集英社、一九七六年
- (9) 『広重 東海道五十三次』白石克編、小学館、一九八九年
- (10) 注(9)に同じ。
- (11) 注(9)に同じ。
- (12) 注(9)に同じ。
- (13) 注(9)に同じ。
- (14) 注(9)に同じ。
- (15) 注(9)に同じ。
- (16) 注(9)に同じ。
- (17) 『江戸の旅を読む』板坂耀子、ペリカン社、二〇〇三年。
- (18) 『イザベラ・バードの日本紀行』上、イザベラ・バード、講談社、二〇〇一年
- (19) 『スペイン巡礼史』関哲行、講談社、二〇〇六年
- (20) 『イン』白田昭、講談社、二〇〇九年
- (21) 『駅前旅館』井伏鱒二、新潮社、二〇〇一年
- (22) 『江之嶋道中記今昔』岩本二郎
- (23) 文化文政期には板行されていた。
- (24) 『旅行用心集』八隅蘆菴、(文化七年)『旅行用心集』、監訳桜井正信、八坂書房、二〇〇一年
- (25) 『江戸の温泉学』松田忠徳、新潮社、二〇〇七年
- (26) 『縄文の世界』藤森栄一、講談社、一九六四年
- (27) 『風土記』出雲国風土記』校注秋本吉郎、岩波書店、一九六七年
- (28) 『温泉をよむ』日本温泉文化研究会、講談社、二〇〇一年
- (29) 注(28)に同じ。
- (30) 『温泉と健康』阿岸祐幸、岩波書店、二〇〇九年
- (31) 『風呂と湯の話』武田勝蔵、塙書房、一九九六年
- (32) 『温泉めぐり』田山花袋、岩波書店、二〇〇八年
- (33) 注(28)に同じ。
- (34) 注(25)に同じ。
- (35) 注(25)に同じ。
- (36) 大阪城天守閣所蔵
- (37) 『塵劫記』校注大矢真一、岩波書店、一九七七年
- (38) 二戸史料叢書第六集『旅へのいざない』市史編纂室、二戸市教育委員会、二〇〇三年
- (39) 『伊勢参宮』喜多見国三郎(弘化二年)『伊勢道中記史料』—所収、東京都世田谷区教育委員会編、東京都世田谷区教育委員会、一九八四年
- (40) 『伊勢参宮并熊野三社廻り金毘羅参詣道中道法附』(安政六年)二戸史料叢書第六集『旅へのいざない』市史編纂室、二戸市教育委員会、二〇〇三年
- (41) 『道中帳』(慶応二年)二戸史料叢書第六集『旅へのいざない』市史編纂室、二戸市教育委員会、二〇〇三年
- (42) 『伊勢参宮并金毘羅参詣道中記』(嘉永六年)二戸史料叢書第六集『旅へのいざない』、市史編纂室、二戸市教育委員会、二〇〇三年
- (43) 『増訂半日閑話』(大田覃)日本随筆大成編集部 第四巻『日本随筆大成』、吉川弘文館、一九二七年
- (44) 注(37)に同じ。
- (45) 『国史辞典』富山房国史辞典編集部、富山房、一九四〇年
- (46) 注(41)に同じ。
- (47) 『雑遊漫録』日本随筆大成刊行会『日本随筆大成』、一九二九年
- (48) 『伊勢参宮花能日記』所収(文政十一年)第23集『寒河江市史編纂叢書』、寒河江市教育委員会、一九七七年
- (49) 『類聚近世風俗志』室松岩雄、榎本書房、一九二七年
- (50) 『浪花の風』久須美祐雉(安政二年—文久三年)『日本庶民生活史料集成』原田伴彦、三三書房、一九六九年
- (51) 『明和誌』(文政五年)『鼠璞十種』中巻、中央公論社、一九七八年
- (52) 『東京市史稿』産業編四所収、編者東京都、臨川書店、一九九九年

- (53) 『伊勢太々講道中記』(天保十四年)、『藤沢市史料集』三十三所収、藤沢市文書館、二〇〇九年
- (54) 『伊勢道中記』(文政九年)、『藤沢市史料集』三十一所収、藤沢市文書館、二〇〇七年
- (55) 『伊勢参宮道中日記覚帳』(嘉永六年)、『海上町史研究』第二九号所収、海上町史編集委員会、一九八九年
- (56) 『道中記』(安政四年)、『旅へのいざない』二戸史料叢書第六集所収、市史編纂室、二戸市教育委員会、二〇〇三年
- (57) 『南三井家交通記録集』三井高陽編、財団法人国際交通文化協会、一九四〇年
- (58) 『東海道名所記』朝倉治彦、平凡社、一九九二年
- (59) 『心中重井筒』(近松門左衛門)、『近松門左衛門集2』小学館、二〇〇三年
- (60) 『交通史研究』61、青柳周一、交通史研究会、二〇〇六年
- (61) 注(4)に同じ。
- (62) 注(57)に同じ。
- (63) 『関所』大島延次郎、新人物往来社、一九九五年
- (64) 注(63)に同じ。
- (65) 『江戸の旅風俗―道中記を中心に』今井金吾、大空社、一九九七年
- (66) 『往来手形考』五島敏芳、『史料館研究紀要』第二九号、史料館、一九九八年
- (67) 『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』新城常三、塙書房、一九八八年
- (68) 注(67)に同じ。
- (69) 『甲子夜話』続篇、校訂中村幸彦・中野三敏、平凡社、一九八二年
- (70) 注(3)に同じ。
- (71) 注(48)に同じ。
- (72) 注(54)に同じ。
- (73) 注(54)に同じ。
- (74) 注(54)に同じ。
- (75) 注(54)に同じ。
- (76) 注(6)に同じ。
- (77) 『秩父坂東湯殿山記行』(享保十一年)、『藤沢市史料集』三十三所収、藤沢市文書館、二〇〇九年
- (78) 注(53)に同じ。
- (79) 『金井忠兵衛旅日記』金井万平編集・発行、一九九一年
- (80) 『伊勢参宮道中記』(弘化二年)、『東蒲原郡史』資料編5近世四、二〇〇二年
- (81) 『浪華組道中記』大阪商業大学商業史博物館所蔵、天保十五年
- (82) 『難波巡覧記』大阪商業大学商業史博物館所蔵、天保十二年
- (83) 『浪華名所独案内』大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (84) 『下級武士の食日記』青木直己、日本放送出版協会、二〇〇六年
- (85) 『耳の趣味』鈴木鼓村、佐久良書房、一九一三年
- (86) 『寺田寅彦随筆集』第一巻、小宮豊隆編、岩波書店、一九九七年
- (87) 『日本交通公社七十年史』編集財団法人日本交通公社社史編纂室、日本交通公社、一九八二年
- (88) 注(5)に同じ。
- (89) 注(5)に同じ。
- (90) 『史料京都見聞記』第一巻、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (91) 『近畿歴覧記』黒川道祐(延宝七年以降)、『史料京都見聞記』第一巻所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (92) 『都の手ぶり』浅香山井(元禄十一年)、『史料京都見聞記』第一巻所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (93) 『京都日記』木村探元(享保十九年)、『史料京都見聞記』第一巻所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (94) 『京師順見記』(明和四十五年)、『史料京都見聞記』第二巻所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (95) 『都の日記』妙臨尼(寛政三年)、『史料京都見聞記』第二巻所収、編

- (96) 集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年  
 「旅日記」（文化十三年）『史料京都見聞記』第三卷所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (97) 「十国巡覧記」（天保九年）『史料京都見聞記』第三卷所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (98) 「百たらずの日記」石瓦翁撰（天保十年）『史料京都見聞記』第三卷所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (99) 「たびまくら」木内啓胤（天保十年）『史料京都見聞記』第三卷所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (100) 「綺語文章」（嘉永三年）『史料京都見聞記』第三卷所収、編集駒敏郎・村井康彦・森谷尅久、法蔵館、一九九一年
- (101) 『近世紀行文集』第二卷、板坂耀子編、二〇〇二年
- (102) 「うたゝね」炊庵紹廉撰、（宝暦五年）『上方俳書集』上編集大谷篤蔵、上方藝叢刊行会、一九七九年
- (103) 「俳諧松の雨」本屋新右衛門板、（寛延三年）『雑俳集成』三、校訂鈴木勝忠、東洋書院、一九八六年

